土蔵	一棟	千曲市稲荷山八二二―一
主屋	一棟	千曲市稲荷山八二〇
土蔵	一棟	千曲市稲荷山八二〇
附属屋	一棟	千曲市稲荷山八二〇
社寺	一棟	千曲市稲荷山八一四
社寺	一棟	千曲市稲荷山八一四
社寺	一棟	千曲市稲荷山八一四
主屋	一棟	千曲市稲荷山九九一
附属屋	一棟	千曲市稲荷山九九一
土蔵	一棟	千曲市稲荷山九九一
主屋	一棟	千曲市稲荷山九九四―一
附属屋	一棟	千曲市稲荷山九九九
附属屋	一棟	千曲市稲荷山九九九
土蔵	一棟	千曲市稲荷山九九九
土蔵	一棟	千曲市稲荷山一〇〇三―一
主屋	一棟	千曲市稲荷山一〇〇八
主屋	一棟	千曲市稲荷山一〇〇八
附属屋	一棟	千曲市稲荷山一〇〇八
附属屋	一棟	千曲市稲荷山一〇〇八

○**文部科学省告示第百八十五号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　南木曽町妻籠宿伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	南木曽町吾妻六四二番地二
主屋	一棟	南木曽町吾妻八三九番地五

別表十九に、次の表に掲げるものを追加する。

別表十九　竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	竹原市竹原町大字小路三九五四―八番地

別表二十六に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二十六　大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	大田市大森町ハ七六番
付属屋	一棟	大田市大森町ハ九五番
納屋	一棟	大田市大森町ハ九五番
納屋	一棟	大田市大森町ハ九五番

○**文部科学省告示第百八十六号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成六年文部省告示第四十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　橿原市今井町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	橿原市今井町一丁目九番三

別表三中、次の表に掲げるものを削除する。

別表三　橿原市今井町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
倉庫	一棟	橿原市今井町一丁目四番一

○**文部科学省告示第百八十七号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　香取市佐原伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
倉	一棟	香取市佐原イ一九〇三―三
倉	一棟	香取市佐原イ五〇二―一